



MEDICAL OFFICE

医療の最前線からのワンポイントアドバイス

薬学部 准教授

かわぞえ

ひとし

マイナンバーカードでつながる健康づくり

健康づくりはあなたが主役です。どのようにしたら、一人一人の価値観、環境、ライフスタイルに応じた健康づくりができるのでしょうか？ 健康づくりを医療従事者と協力して実施するために、マイナンバーカード活用をご紹介します。

マイナンバーカードによる保険証利用のように、国は医療分野でもデジタルトランスフォーメーション（DX）を推し進めています。オンライン資格確認等システムは患者の医療情報を有効に活用して、安心・安全でより良い医療を提供するため、2023年4月より保険医療機関・薬局に原則義務化されました。

患者は病院・診療所で顔認証付きカードリーダーにマイナンバーカードを置いて受け付けし、利用同意を行います。医師・歯科医師は診察時に電子処方箋を電子処方箋管理サービスに登録します。薬局でも同様に、患者は顔認証付きカード

リーダーにマイナンバーカードを置いて受け付けし、利用同意を行います。薬剤師は電子処方箋を受信して調剤を行い、患者に服薬指導の上、薬を交付します。特に、電子処方箋は重複投薬や併用禁忌薬を把握するのに有用です。

一方、患者はマイナポータルや電子お薬手帳によって、マイナンバーカードからリアルタイムの処方・薬剤情報、特定健診情報、受診歴、手術情報も含む診療実績などの診療情報が閲覧できます。つまり、あなたが主役の健康づくりに、マイナンバーカードを有効に活用できます。コロナ禍を契機に社会のDXは急速に進み、2023年8月より初回からパソコンやスマートフォン等の情報通信機器を用いたオンライン服薬指導が実施可能となりました（音声のみは不可）。オンライン診療、電子処方箋、オンライン服薬指導、ニコチン依存症治療アプリ、高

血圧治療補助アプリという新しい医療の形が生まれています。みんなが笑顔になる健康づくりにつながりましょう。

